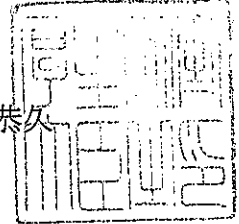




厚生労働省発年0925第25号
平成27年9月25日

社会保障審議会
会長 西村 周三 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



諮問書

日本年金機構法(平成19年法律第109号)第49条第1項の規定により、
別紙のとおり日本年金機構に対して業務の改善を命ずることについて、同法第
52条第3号の規定に基づき諮問する。

(案)

厚生労働省発年 第 号
平成 27 年 月 日

日本年金機構理事長

水島 藤一郎 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

業務改善命令

「日本年金機構の平成26年度の業務実績の評価」(平成27年 月 日
厚生労働省発年 第 号)において、日本年金機構の業務のうち、「内部統制システムの有効性確保」、「情報公開の推進」、「個人情報の保護」については、業務の大幅な改善が必要と評価した。

したがって、日本年金機構法(平成19年法律第109号)第49条第1項の規定に基づき、下記の業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずる。

記

1. ガバナンス・組織風土を含む内部統制システムについて、組織の意思決定が正しく行われ、また、決定された事項が組織の隅々にまで正確かつ迅速に伝わり着実に実行されることを徹底するよう、組織の一体化や内部統制の有効性を確実に確保する観点から改革すること。
2. 事務処理誤りの公表方法をはじめとする情報開示の在り方について、国民の信頼を得られるよう見直すこと。

3. 情報セキュリティ対策について、国民の年金を最優先に守る観点から、標的型攻撃を含むサイバー攻撃に対応し個人情報を保護できるよう、組織面、技術面、業務運営面など全般的に見直し、抜本的に強化すること。
4. 上記1から3までの改善計画については、平成27年12月初旬までに、厚生労働省に提出すること。